

平成25年8月22日

小野市議会議長 岡嶋正昭様

議会運営委員会

委員長 前田光教

行政視察報告書

先般、実施しました議会運営委員会行政視察の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1 視察実施日 平成25年8月7日（水）～平成25年8月8日（木）

2 視察メンバー

前田光教委員長
井上日吉副委員長
藤本修造委員
川名善三委員
松井精史委員
岡嶋正昭議長
山中修己副議長

3 視察先及び調査内容

- (1) 山口県防府市（人口：約11万9千人、面積：189.0k㎡）
「議会運営と議会改革について」（改革順位：16位）
- (2) 岡山県井原市（人口：約4万3千人、面積：243.0k㎡）
「議会運営と議会改革について」（改革順位：27位）

4 調査結果

【第1日】山口県防府市

人口 117,746人 世帯数 53,710 (平成25年4月1日現在)

面積 188.59 km²

《視察項目》 議会運営と議会改革について

[説明者] 防府市議会
議会改革推進協議会
会長 田中健次議員
高砂朋子議員
議会事務局 末岡靖次長



《視察内容》

1 防府市議会基本条例制定の経過

- 平成20年 4月 自治基本条例制定の懇談会に際し、議会として議会基本条例を議会側で策定する事になる。
- 11月 防府市議会議員選挙
- 平成21年 1月 議会改革推進協議会を設置 (下記の4点を重点項目と位置づけ)
- ① 議会の監視機能強化
 - ② 議会の政策立案機能強化
 - ③ 市民に開かれた議会
 - ④ 市民と協働する議会
- 平成22年 6月 議会基本条例 (素案) 作成
- 7月 パブリックコメント (1ヶ月間)
- 8月 第1回議会改革フォーラム開催
- 12月 議会基本条例制定 (全国137番目・市では80番目)
- 平成23年 1月 第2回議会改革フォーラム開催
- 4月 議会基本条例施行
- 平成24年 3月 議会基本条例一部改正

2 議会基本条例の内容

(1) 前文

- 憲法と地方自治 ○二元代表制 ○地方分権改革
- 変わる市議会の役割は「監視・けん制」に加え「政策提言・立案」
- 目指す議会像は「市民に開かれた議会」「市民と協働する議会」

(2) 議会の何を改革するか

- ① 市民と議会の関係
 - 会議の公開
 - 議会報告会（15地区年1回以上）
 - 議会懇談会
 - 請願・陳情提出者の意見徴収
 - 公聴会・参考人制度の活用
- ② 執行機関（行政）と議会の関係
 - 市長等との緊張関係・透明化
 - 一門一答・反問権
 - 文章質問
 - 論点情報（政策情報）
 - 議決事件の拡大
- ③ 議会内での討論の拡大
 - 議員間討議（自由討議）
 - 政策討論会（政策・課題の議論）
- ④ 議会機能の充実
 - 専門的識見の活用
 - 附属機関の設置
- ⑤ 議会改革の推進
 - 議会改革推進協議会（継続的な推進組織）
 - 議会モニター（市民）

(3) 議会の「基本条例」として必要なこと

- 議会の最高規範としての位置づけ
- 議会、議員の活動原則
- 政務活動費、議員定数、議員報酬等、政治倫理、議会事務局、議会図書室
- 委員会
- 危機管理（平成21年の豪雨災害の経験有・日本初）

3 議会基本条例に基づく議会改革（平成23年4月～平成25年3月）

- ① 議会報告会（地域自治会連合会と共催・15地区で実施・4班編成）
- ② 議案の賛否を議員別に公表（議会HP・議会だよりで実施）
- ③ インターネット中継（平成23年6月～一般質問・平成24年6月議会～全会議）
- ④ 議会懇談会（市民団体・市民からの申し込みで実施）
- ⑤ 公聴会及び参考人制度の活用
- ⑥ 一門一答・質問席の設置（議案毎3回・質疑内容毎3回程度迄）
- ⑦ 文書質問
- ⑧ 論点情報の資料
- ⑨ 決算（予算）審査資料
- ⑩ 予算委員会を設置
- ⑪ 事件議決の拡大
- ⑫ 議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例の制定
- ⑬ 議員間討議（議案説明→質疑→議員間討議→討論→採決）
- ⑭ 政策討論会
- ⑮ 議会改革推進協議会
- ⑯ 議会モニター（公募団体推薦10名程度・2年任期）
- ⑰ 議会図書室

4 主な質疑と回答

Q) 危機管理を議会基本条例に加えた背景、その実態は？

A) 平成21年の暴雨災害の経験がきっかけとなり加えた。その実態は災害の情報収集、要望をまとめるものである。議員にはヘルメット、上着を貸与している。

Q) 報告会等での市民からの評価は？ 議員活動に変化は？

A) 地域の要望を受けるかたちとなっている。二重行政との意見もあるが、政策討論会などは市民も認めている。意識レベルには差がある。

Q) 議会モニターは？ 傍聴等に変化は？

A) 委員会にも傍聴に来られる場合がある。本会議での傍聴に変化はない、議運等での委員会では、報道機関が傍聴に入る事が多い。



《所感》

防府市では、議会基本条例の策定にあたり栗山町、伊賀市、所沢市、そして京丹後市を参考にされたそうで、運営（改革）のポイントに参考市との類似内容が確認できました。議会運営を遂行していく中で、改善が必要なものは当然是正し、また、法令順守の基、その地域らしさも必要ではないかと感じました。

また、防府市長選挙時には、選挙公約として現市長より「議員半減」等の発言もあり、少々、執行部（当局）と議会との関係からしても「議会基本条例」の必要性が求められたものとお聞きしました。

それらから考えると、小野市での議会基本条例の必要性がどうであるか、そして、何を何のために改革するのか、未だ明確な答えが出せない状況であります。

【第2日】岡山県井原市

人口 43,917人 世帯数 16,765（平成25年4月1日現在）

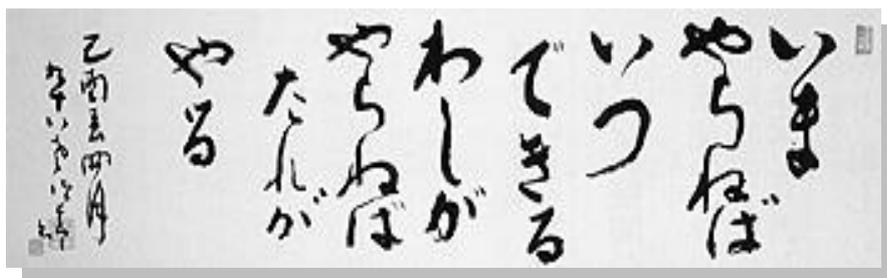
面積 243.36 km²

《視察項目》 議会運営と議会改革について

[説明者] 井原市議会

上野安是副議長 森下金三議員

事務局 岡田光男次長 任藤井隆史主任



(井原市出身の「平櫛田中」書・議会基本条例の前文に明記)

≪視察内容≫

1 井原市議会基本条例制定の経過

平成21年	12月	議員研修 講師：早稲田大学教授（元三重県知事）北川正恭氏 議会基本条例制定の方向性を確認 特別委員会設置に向けての協議 委員数10名（3常任委員会から各2名、予算決算委員会から4名、正副議長は委員に選任しない） 第1回議会基本条例策定特別委員会開催
平成22年	1月	第2回、第3回議会基本条例策定特別委員会開催 （9月定例会上程目標確認）
平成22年	2月	第4回、第5回議会基本条例策定特別委員会開催
	3月	第6回～第9回議会基本条例策定特別委員会開催
	4月	第10回議会基本条例策定特別委員会開催 千葉県流山市・千葉県松戸市・福島県会津若松市 視察
	5月	三重県伊賀市・静岡県島田市・静岡県菊川市 視察 第11回、第12回議会基本条例策定特別委員会開催
	6月	第13回～第16回議会基本条例策定特別委員会開催
	7月	第17回、第18回議会基本条例策定特別委員会開催 議会運営委員会「政治倫理条例の策定について」
	8月	第19回～第21回議会基本条例策定特別委員会開催 執行機関と議会との協議、全議員協議会
	9月	第22回、第23回議会基本条例策定特別委員会開催 議会運営委員会・全議員協議会・市長への説明
	10月	前回一致で「議会基本条例」を原案可決

2 議会改革と議会の活性化内容

- ① CATVによる本会議生中継（議案審議は未放送）
- ② 一般質問における一問一答方式の導入
- ③ 予算決算委員会（常任委員会）の設置
- ④ 正副議長選挙の立候補制の導入（内規整備）
- ⑤ 市民の声を聴く会の開催（開催要領整備）
- ⑥ 反問権（執行部質問権）実施

- ⑦ 議会への提案箱の設置（全24ヶ所）
- ⑧ 請願・陳情の提出者の意見陳述
- ⑨ 委員会・全員協議会の公開
- ⑩ 議案に対する賛否の公表（HP・議会だより）

3 主な質疑と回答

- Q) 自治基本条例と議会基本条例はセットと思うが自治基本条例の制定は？
 A) 自治基本条例は制定していない。
- Q) 市民の提案箱は市長と議会の2種あるが内容の区別は？ また答弁の整合性は？
 A) 議会への提案箱は、執行部（当局）への要望が多い。議会で整理をし、議論の上で執行部への確認を行い、公表している。
- Q) 提案箱の回収後については？
 A) 関係委員会へ振り分け検討し、全議員確認の上、公表、解答している。
- Q) 20名の議員であるが会派としては1会派？ 今後は？
 A) 現在1会派である。今後は不透明である。
- Q) 議会報告、市民の声を聞く会での状況は？
 A) 要望があったとしても執行権のない議会であり、それらを踏まえ、議会の役割を理解してもらっている。
- Q) 一問一答方式の感想は？ 反問権は？
 A) 傍聴・ライブ放映等、途中で聞いても理解しやすい。反問権の行使により、内容によっては暫時休憩もあった。



(円形の議場)



(平成15年建設の委員会室)

《所感》

防府市同様に、議会基本条例には一定の内容が確認できました。現在、小野市議会での158項目の申合せ事項の内容との対比をすると、若干の異なりがある質問方式等、また、実行をしていない議会報告会、懇談会等があります。

これらを時代背景、市民の皆様方からの意見等を拝聴し、地方自治法を基に小野市らしい規則を確認し合い、その上で、時代の流行りや表面的なパフォーマンスだけでなく、基本条例が必要であるか考えなければならないと感じます。改革とは従来の制度などを

改めてよりよいものにすることであり、それらを求めて基本条例が考えられるものであると思います。



早稲田大学のマニフェスト研究会の全国ランキングに掲載されない小野市議会ではありますが、二元代表制を基に、当局と議会が緊張感ある関係を維持し、住んで良かった小野、誇りある小野市を築くため、その目的を共有し役割を果たしていきたいものです。

それらの理念、目的が明確であれば、活動指針も明確となり、議会基本条例が存在しなくとも議会としての機能は発揮できるものと考えます。

結びとして、其々の価値観、それらを取り巻く環境、そして自治体の特質性を十分に理解し、全国の自治体で「議会基本条例」が制定されてきていますが、それらを意識しつつ、的確な議会運営を遂行して参ります。